

利用料金

(1) 居宅介護支援費等

項目	金額	内容等
居宅介護支援費 I	要介護 1・2 : 10,760円 要介護 3~5 : 13,980円	介護支援専門員 1 人に当りの利用者の数が 40 人未満の場合 (1 月につき)
特別地域加算	居宅介護支援費に 15% の加算	厚生労働省が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、指定居宅介護支援サービスを提供した場合 (1 月につき)
「中山間地域等」に居住する方にサービス提供した場合の加算	居宅介護支援費に 5% の加算	指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、厚生労働省が定める地域に居住している契約者に対し指定居宅介護支援サービスを提供した場合 (1 月につき)
初回加算	3,090円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算 I・II	I : 2,000円 II : 1,000円	入院後 3 日以内に必要な情報提供をした場合 (I) 入院後 7 日以内に必要な情報提供をした場合 (II)
特定事業所加算 III	III : 3,000円	常勤の主任介護支援専門員を配置し、支援困難ケースにおいても適切に対応できる体制が整備されている等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 (1 月につき)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合
末期ガン (ターミナル加算)	4,000円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問しサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 (1 月につき)
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	複合型サービスの利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合
通院時情報連携加算	500円	医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	4, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円
連携 2 回	6, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円
連携 3 回	×	9, 0 0 0 円

※要介護認定を受けられた方は、介護保険制度からケアプラン作成費用が全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1 ヶ月につき上記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、白山市健康福祉部長寿介護課に提出いたしますと全額払戻しされます。

(2) 交通費

前記2の(8)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方に対して指定居宅介護支援サービスを提供する場合は交通費の実費が必要となります。

◇実施地域を越えた地点から1 kmにつき60円

◇運行に伴う実費(有料道路使用料等)

但し、中山間地等に指定居宅介護支援サービスを提供した場合の加算を算定してある場合は交通費の実費負担はありません。

(3) 解約料

契約者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

保険料の滞納等により料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：北國銀行・白山農業協同組合本支店・ゆうちょ銀行

イ. 下記指定口座への振り込み

北國銀行 鶴来支店 普通預金 1 3 2 3 7 0

白山農業協同組合 手取支店 普通口座 2 3 1 8 2 0 2

ゆうちょ銀行 0 0 7 2 0 - 3 - 1 0 0 9 8 0

※金融機関口座からの自動引き落としは手取会が手数料を負担、指定口座への振り込みは手数料が個人負担となります。